

## 令和8年度 黒潮町戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、黒潮町戦没者追悼式を行います。  
今年度は、令和8年11月に佐賀地域で開催します。

◆日時 11月28日(土) 受付／午前9時～ 式典／午前10時～

◆場所 総合センター(佐賀1080-1)

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係

☎43-2124

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112



### ねんきんコーナー

#### 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

◆免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます)の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、将来年金額を計算する際に保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

◆対象者 「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方、出産する予定の方

※国民年金の任意加入期間は対象になりません。

◆届出時期 出産予定日の6カ月前から提出可能です。出産後も届出が可能です。

※口座振替またはクレジットカード納付により前納による振替の手続きを行っている場合、産前産後期間前後の振替方法が変更となることがありますので、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

◆届出先 本庁 住民課 住基戸籍係 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

※マイナンバーカードを利用し、マイナポータルより電子申請もできます。

#### ◆手続きに必要なもの

- 出産前に届出する場合

母子健康手帳や医療機関が発行した出産の予定日および胎児数が確認できる証明書。

- 出産後に届出する場合

町で出産日が確認できる場合は不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、医師や助産師が作成した出生証明書など出産日や親子関係が確認できるもの。

- 死産、流産、早産、人工妊娠中絶に伴い届出する場合

死胎火葬許可証や医師、助産師が作成した死産証明書など、分娩日および胎児数が確認できるもの。

#### 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では、毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、「ねんきんネット」などを活用しながら年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを呼びかけています。ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能がご利用いただけます。

- 将来の年金見込み額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」や受給に関する各種通知書の閲覧
- 国民年金保険料の納付可能月数、金額の確認
- 持ち主不明の年金記録の検索

さらに、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出などの電子申請やe-Taxでの確定申告で利用可能な控除証明書などの電子データの取得ができます。

ご利用につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-1616



日本年金機構  
ホームページ